5　試験結果の記載方法

⑴　４⑴で求めた結果は、次の式で計算しdBで記載する。

ア　上側隣接チャネル漏えい電力比　10log（P_U／P_c）

イ　下側隣接チャネル漏えい電力比　10log（P_L／P_c）

⑵　４⑵で求めた結果は、dBm／100kHz単位又はdBm／MHz単位で、周波数とともに記載する。

⑶　４⑶で求めた結果は、dBm／MHz単位で記載する。

⑷　複数の空中線端子を有する場合は、次のとおりとする。

ア　４⑴については、４⑴で求めたそれぞれの空中線端子ごとのP_U及びP_Lを真数で加算して総和を求め、複数空中線端子の総和の空中線電力をP_c、隣接チャネル漏えい電力の総和をP_U又はP_Lとし⑴ア及び⑴イの式により計算しdBで記載するほか、それぞれの空中線端子ごとの測定値も記載する。

イ　４⑵については、４⑵で求めたそれぞれの空中線端子の測定値において各周波数ごとにおける総和を⑵の単位で周波数とともに記載するほか、それぞれの空中線端子ごとに最大の１波を⑵の単位で周波数とともに記載する。

ウ　４⑶については、４⑶で求めたそれぞれの空中線端子ごとの測定値を真数で加算して総和を求め、dBm／MHzで記載するほか、それぞれの空中線端子ごとの測定値も記載する。

6　その他の条件

⑴　スペクトル分析器のダイナミックレンジが不足する場合は、スペクトル分析器に過大な信号が入力されない範囲内で、搬送波と隣接チャネル漏えい電力の相対測定において基準レベルを変更して測定することができる。

⑵　２⑵において、検波モードをポジティブピーク、表示モードをマックスホールドとしているが、信号発生器の変調出力として、全サブキャリアが同時に送信する状態（運用状態で電波を発射しないサブキャリアは除く。）であって、バースト時間内にサブキャリアの送信が停止しない条件及び直接拡散方式の連続送信状態で測定する場合に限り、検波モードをサンプル又はＲＭＳ、表示モードをＲＭＳ平均とすることができる。

⑶　送信信号を直接サンプリングして取り込み、ＦＦＴ処理により周波数領域に変換して各隣接チャネル漏えい電力を求めることができる。

⑷　標準信号発生器は割当周波数に対応した複数台を用いることとしているが、複数の割当周波数の変調信号を同時に出力できる標準信号発生器を用いることができる。

⑸　４⑴イの掃引周波数幅は２⑵の搬送波電力測定時、４⑴ウ及び４⑴エの掃引周波数幅は２⑵の隣接チャネル漏えい電力測定時の値である。

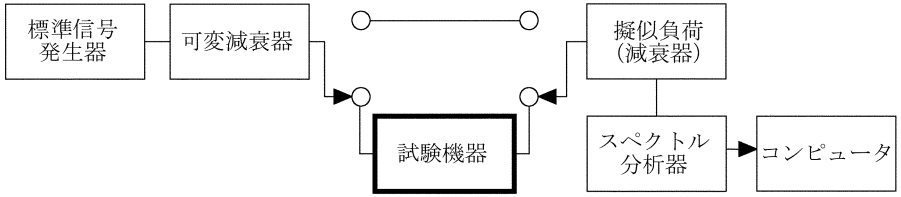
⑹　４⑵イ㈠及び４⑵ウ㈠において、探索された周波数が送信周波数帯域端から参照帯域幅の１／２以内の場合は、中心周波数を送信周波数帯域端から参照帯域幅の１／２だけ離調させた周波数とする。

⑺　４⑵イ㈠及び４⑵ウ㈠において、搬送波近傍の隣接チャネル漏えい電力を測定する際に、分解能帯域幅を参照帯域幅とすると搬送波の影響を受ける場合は、分解能帯域幅を狭くして掃引し、参照帯域幅内を積算して測定することができる。

⑻　４⑶において、試験信号が、直接拡散方式の連続送信状態の場合は、２⑸においてスペクトル分析器の設定を測定時とし、掃引周波数幅を０Hz、分解能帯域幅を１MHz及びビデオ帯域幅を分解能帯域幅の３倍程度とし、平均電力を求め、各隣接チャネル漏えい電力とすることができる。

九　隣接チャネル漏えい電力（増幅度特性）

1　測定系統図



2　測定器の条件等

⑴　標準信号発生器は４に示す試験周波数に設定し、無変調に設定する。

⑵　スペクトル分析器は、次のように設定する。

ア　中心周波数	４に示す周波数
イ　掃引周波数幅	100MHz
ウ　分解能帯域幅	１MHz
エ　ビデオ帯域幅	３MHz
オ　Ｙ軸スケール	10dB／Div
カ　入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
キ　データ点数	400点以上
ク　掃引モード	連続掃引
ケ　検波モード	ポジティブピーク

3　試験機器の状態

⑴　試験周波数を連続受信及び連続送信できる状態にする。

⑵　試験機器の利得（増幅度）が可変できるものにあっては、利得が最大になるように設定する。

4　測定操作手順

⑴　上側増幅度特性（G_{U5}）の測定（送信周波数帯域上限＋５MHz）

ア　測定系を試験機器側に切り替える。

イ　スペクトル分析器の中心周波数を送信周波数帯域上限＋20MHzに設定する。

ウ　標準信号発生器を送信周波数帯域内の最も高い割当周波数に設定する。

エ　標準信号発生器側の可変減衰器の減衰量（AT_1）を50dB以上に設定し、空中線電力が最大となるように標準信号発生器の入力レベルを調整する。

オ　標準信号発生器の周波数を送信周波数帯域上限＋５MHzに設定し、スペクトル分析器でレベル（P_1）を記録する。

カ　測定系を試験機器を通らない側に切り替える。

キ　スペクトル分析器のレベルがオと同じ値（１dB以内）になるように標準信号発生器側の可変減衰器の減衰量を調整し減衰量（AT_2）を記録する。また、スペクトル分析器のレベルP_2（１dB以内のレベル差）を記録する。次の式により増幅度を求める。

増幅度（dB）＝（AT_1－AT_2）＋（P_1－P_2）

⑵　上側増幅度特性の測定（送信周波数帯域上限＋10MHz）

⑴と同様に測定する。ただし、⑴オにおいて標準信号発生器の周波数を送信周波数帯域上限＋10MHzに設定する。

⑶　上側増幅度特性の測定（送信周波数帯域上限＋40MHz）

⑴と同様に測定する。ただし、⑴オにおいて標準信号発生器の周波数を送信周波数帯域上限＋40MHzに設定する。

⑷　線形領域での測定

⑴エにおいて、空中線電力が最大となるレベルから10dB低下した出力レベルとなるように標準信号発生器の入力レベルを調整し、⑴から⑶までの測定を繰り返し各測定周波数ごとに増幅度の大きい方を測定値とする。